

平成 28 年度第 1 回高槻市都市計画審議会会議録

開催日時 平成 29 年 1 月 24 日（火） 午前 10 時～午前 11 時 20 分

開催場所 市役所本館 3 階 第 2 委員会室

出席状況 出席委員 15 名、欠席委員 3 名

傍聴者 0 名

案 件 第 79 号議案 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（高槻市決定）について

第 80 号議案 北部大阪都市計画道路の変更（高槻市決定）について

第 81 号議案 北部大阪都市計画用途地域の変更（高槻市決定）について

第 82 号議案 北部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更（高槻市決定）について

第 83 号議案 北部大阪都市計画高度地区の変更（高槻市決定）について

第 84 号議案 北部大阪都市計画公園の変更（高槻市決定）について

第 85 号議案 高槻市立地適正化計画の策定に関する意見について

開会

【会長】

定刻になりましたので、ただ今から、平成 28 年度第 1 回高槻市都市計画審議会をこれから開催させていただきます。本当に寒い日になりましたけれども、大変ご多忙の中、ご出席を賜りましてありがとうございます。

まず、開会に先立ちまして、濱田市長からご挨拶を頂きたいと思います。

よろしく申し上げます。

【市長】

皆さん、おはようございます。

委員の皆様におかれましては、公私、何かとお忙しい中、本日の審議会にご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本市の都市計画関連事業の進捗状況を申し上げますと、平成 28 年度末に全線開通を予定しておりました、新名神高速道路 高槻・神戸間につきましては、昨年 4 月の神戸での橋げた落下事故等により、平成 29 年度末を新たな開通目標として進められておりますが、本市から川西までの区間は、本年秋頃の部分開通を目指されているなど、いよいよ悲願の高槻インターチェンジが開通される運びとなっております。

また、関連するアクセス道路につきましては、本年春の開通目標に向けて、鋭意、整備を進めておりますので、現名神高速道路にも乗り入れが可能となる高槻インターチェンジについては、工事が完了しだい、速やかに供用されるようネクスコ西日本へ申し入れを行っているところです。

一方、史跡安満遺跡などの歴史・環境資産を活かし、本市のシンボルとなる公園整備に取り組んでいる安満遺跡公園では、「市民とともに育てつづける」を基本コンセプトに、今年度から公園工事に着手しており、平成 31 年の一次開園を目指して整備を進めております。

さらに、JR 高槻駅北東地区におきましては、民間事業者による全ての施設建築物が完成し、官民一体となる維持管理手法により、景観重点地区にふさわしい高質で統一感のあるまちなみが保たれております。

また、昨年 3 月に新ホームを供用開始した JR 高槻駅では、今年の「特急はるか」の停車による関西国際空港へ直結するグローバルなネットワークに加え、この 3 月 4 日からは「特急サンダーバード」の停車が決定し、北陸地方にも直行できる「交通利便性の高いまち」として、ますますその魅力と風格が向上し、本市の発展に寄与するものと確信しています。

さて、本日は「北部大阪都市計画 生産緑地地区の変更」と「都市計画道路の変更」これに関連する用途地域の変更等 3 件と、「都市計画公園の変更」、そして「高槻市立地適正化計画の策定に関する意見について」の計 7 件のご審議をお願いしております。

詳細につきましては、後ほど事務局からご説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

【会長】

ありがとうございました。

本日は、都市計画審議会委員として委嘱後、初めてご出席される方もおられます。改めて各委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと思っております。

事務局よりご紹介ください。よろしくお願いいたします。

<事務局より出席委員及び行政側出席者の紹介>

【会長】

ありがとうございます。

それでは、ただ今から審議会を開催させていただきたいと思っております。先ほどご紹介いただきました、本日の出席委員ですけれども、現状 15 名でございます。委員総数 18 名でございますので、2 分の 1 以上の出席がございます。本審議会条例第 6 条第 2 項の規定によりまして、成立しておりますということでございます。

<会長に傍聴希望者がいないことを知らせる>

【会長】

それでは、議事に入りますが、その前に傍聴の方ということを確認させていただきましたが、本日は、傍聴の方はいらっしゃらないということでございますので、このまま審議会を続けさせていただきます。

では、最初の議題でございますけれども、第 79 号議案「北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（高槻市決定）について」につきましてご審議していただきたいと思っております。この議案につきまして事務局より説明をよろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、第 79 号議案「北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（高槻市決定）について」を説明いたします。

なお、お手元に議案書などはお配りしておりますが、具体的な議案説明につきましては、前方のスクリーンにて説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、前方をご覧ください。

まず、議案説明に入ります前に、生産緑地地区の法的な位置付けを申し上げますと、生産緑地法では、「生産緑地地区に関する都市計画に関し、必要な事項を定めることにより、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的とする」と規定されております。

このようなどころから本市では、平成 4 年 8 月に、最初の生産緑地地区の都市計画決定を行い、以後、地区の廃止や追加などに伴う変更について、ご審議をお願いしているところでございます。

次に、今回の変更理由を申し上げますと、本市の生産緑地地区の区域のうち、行為の制限が解除されたことや、史跡整備に係る事業のための用地に供されたことから、生産緑地地区としての役割を終えたものなどが生じてきました。以上のことから、該当する生産緑地地区について、区域変更又は廃止に関する都市計画の変更を行うものでございます。

それでは次に、変更となるそれぞれの地区につきまして、説明申し上げます。

はじめに、変更理由として、「行為の制限が解除されたことによるもの」がでございます。前方のスクリーンの中で、濃い緑色で表示しております区域が、今回変更する地区でございます。

まず「塚原 15」地区、約 0.20 ヘクタールにつきましては、スクリーンにて色が変わる区域、約 0.10 ヘクタールを廃止することにより矢印で示す区域が分割され、それぞれ生産緑地地区としての面積要件である 500 平方メートルに満たないため 3 箇所の合計面積、約 0.14 ヘクタールを併せて廃止し、約 0.06 ヘクタールに区域変更するものです。なお、この区域の所有者の方々には、このような状況を説明し、ご理解をいただいております。

次に「安満西の町 2」地区、約 0.34 ヘクタールにつきましては、約 0.14 ヘクタールを廃止し、約 0.20 ヘクタールに変更するものです。

次の「梶原中村町 2」地区、約 0.11 ヘクタールにつきましては、約 0.10 ヘクタールを廃止することにより矢印で示す区域が分割され、生産緑地地区としての面積要件である 500 平方メートルに満たないため、地区全体を廃止するものです。なお、この区域の所有者の方にも、このような状況をご理解いただいております。

次に「奈佐原 5」地区、約 0.66 ヘクタールにつきましては、約 0.47 ヘクタールを廃止し、約 0.19 ヘクタールに変更するものです。

次の「安満西の町 1」地区、約 0.49 ヘクタールにつきましては、約 0.09 ヘクタールを廃止し、約 0.40 ヘクタールに変更するものでございます。

次に「奈佐原 2」地区、約 0.23 ヘクタールにつきましては、地区全体を廃止するものです。

次の「西真上 13」地区、約 0.06 ヘクタールにつきましても、地区全体を廃止するものです。

次に「真上町 1」地区、約 0.06 ヘクタールにつきましても、地区全体を廃止するものです。

次の「上牧南駅前町 2」地区、約 0.08 ヘクタールにつきましても、地区全体を廃止するものでございます。

次に「津之江北町 1」地区、約 0.06 ヘクタールにつきましても、地区全体を廃止するものです。以上が、「行為の制限が解除されたもの」でございます。

次に、史跡整備の用地に供されたため、変更する地区が 1 地区ございます。

次の「八丁畷町 1」地区につきましては、史跡安満遺跡の事業用地として、毎年、本市が買収しているもので、本年につきましては、矢印で示す区域 16 箇所、約 1.49 ヘクタールを廃止し、約 1.83 ヘクタールに変更するものでございます。

以上が今回、都市計画変更を行う地区でございますが、生産緑地地区全体としては、変更前の 311 地区、約 72.43 ヘクタールから、今回、5 地区の区域変更、また 6 地区の廃止を行い、地区数は 6 地区、面積では約 2.93 ヘクタール、それぞれ減少し、その結果、地区数は 305 地区、面積としては約 69.50 ヘクタールに変更するものでございます。

また、今回の変更について、都市計画変更案の公告縦覧を、先月 12 月 5 日から 19 日までの 2 週間にわたり行いましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上で、第 79 号議案の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【会長】

ご説明ありがとうございました。この案件につきましても質疑に入りたいと思います。

本件に関しまして、ご意見・ご質問ございましたら、どうぞよろしくお願い致します。

【A 委員】

ありがとうございます。質問させていただきたいのですが、頂いた議案書 79-3 ページからの長いリストがありますが、ここのリストと、今説明いただいた区域とはどう関係しているのでしょうか。

【会長】

はい。事務局からよろしくおねがいします。

【事務局】

今、説明させていただきましたのは、こちらの資料の方でして、今回変更する箇所だけを抜粋しているものになります。そして議案書の方ですけども、議案書の 79-3 ページから 79-11 ページですね、こちらにつきましては変更後の全地区を載せております。で、別冊の資料は今回変更する地区の一覧表になっています。

【会長】

ありがとうございます。

議案書には変更後の 305 箇所が載っていて、最終的にはこうなります。ですので、311 から 305 箇所になる過程については別冊の資料の新旧対照表を参考にさせていただきたいと、ご説明していただきました。

【A 委員】

はい。わかりました。ありがとうございました。

【会長】

ただ今のご説明のとおり、変更があった箇所についてご説明いただいたということでございます。

その他、ご質問・ご審議関係でご意見等ございましたら、どうぞよろしくおねがいします。よろしいでしょうか。

特に内容に関するご意見はないようですので、第 79 号議案につきましては、原案のとおり承認したいと思いますが、ご異議はございませんか。

<異議なしの声>

【会長】

異議なしということですので、原案のとおり承認する旨、答申させていただきます。どうもありがとうございました。

第 80 号議案 北部大阪都市計画道路の変更（高槻市決定）について、

第 81 号議案 北部大阪都市計画用途地域の変更（高槻市決定）について、

第 82 号議案 北部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更（高槻市決定）について、

第 83 号議案 北部大阪都市計画高度地区の変更（高槻市決定）について

【会長】

続きまして、第 80 号議案「北部大阪都市計画道路の変更（高槻市決定）について」でございませぬけれども、この都市計画道路の変更に伴いまして、用途地域の変更等ございます。議案番号第 80 号、第 81 号、第 82 号、第 83 号が、それぞれ相互に関連する内容になってございますので、まとめて説明していただいて、ご意見も頂くことにしたいと思います。そして案件として承認をしていただくかどうかの確認につきましては、それぞれの案件ごとにさせていただく、という進め方の方が皆さんもご意見を言いやすいでしょうし、ご理解していただきやすかろうと考えておりますので、まずまとめた説明を事務局から頂きたいと思っております。

では、事務局、ご説明をよろしくお願ひします。

【事務局】

それでは、第 80 号から 83 号議案について、都市計画道路の変更とそれに伴う用途地域等が変更になることから、一括で説明いたします。前方のスクリーンをご覧ください。

今回は都市計画道路の見直しに係る主な経過をはじめ、ご覧の 3 項目についてご説明させていただきます。最初に項目 1 の主な経過についてですが、平成 24 年 3 月に、大阪府より市域都市計画道路のうち、府決定路線の見直し素案が提示され、平成 24 年 4 月からは、府見直し素案につ

いて、大阪府と市が協議を開始し、平成 26 年 4 月より、市が市域全体の都市計画道路網の見直し検討に着手しました。

平成 27 年 1 月には本審議会でもご報告させていただきました「高槻市都市計画道路見直し基本方針」を策定し、平成 27 年 10 月から、府との個別路線について協議を開始しております。平成 28 年 2 月には市としての見直し最終案を公表し、平成 28 年 7 月から 8 月にかけて説明会を実施、その後 11 月から 12 月にかけて都市計画案の公告、縦覧を実施しました。

まず始めに、本市の都市計画道路の見直しに関する背景と目的ですが、都市計画道路の見直しは前回見直しから約 10 年が経過し、人口減少社会の到来や厳しい財政状況、集約型都市構造への転換、交通量の減少など、今日的な社会情勢の変化に適切に対応するため、実施するものでございます。

次に、見直しの経過についてですがこれまで、高槻市域の都市計画道路のうち長期未着手となっている路線について、「高槻市都市計画道路見直し基本方針」に基づき、その必要性や交通処理能力、実現性の再評価を平成 27 年度に実施し、「廃止候補」、「存続候補」、「幅員等変更候補」に分類しました。

そして、その再評価の結果をもとに大阪府と協議を行い、都市計画変更案を作成してまいりました。

なお、都市計画道路の見直しにより、必要に応じて用途地域の境界や準防火地域、高度地区についても見直しを行っております。平成 27 年度に実施した再評価の結果がこちらの図になります。赤色で示しているのが存続候補、黄色が車線数を見直す幅員変更、緑色が現道幅に変更、水色が廃止候補、グレーが事業中や、概成済みを含む、その他都市計画道路などとなります。今回はこのうち、大阪府との協議が整った 10 路線について廃止の都市計画変更を行おうとするものです。説明にあたっては北からご覧の番号順で説明させていただきます。

まず、1 の安岡寺日吉台線ですが、都市機能上の必要性が低いことから、廃止といたします。

次に、2 の別所日吉台線ですが、一部区間において現道が無く、ミッシングリンクの解消といった交通機能を有していますが、整備時の交通量が少ないことから、廃止といたします。

次に、3 の緑が丘別所線ですが、都市機能上の必要性が低いことから、廃止といたします。

当該区域は都市計画道路を中心に用途地域の境界が設定されていますので、廃止に伴い、近くに存在する道路の中心などに境界を再設定します。具体的には赤色で示す A 地区を、第一種低層住居専用地域から第一種中高層住居専用地域に変更し、青色で示す B 地区を、第一種中高層住居専用地域から第一種低層住居専用地域に変更します。用途地域が変更になることから、高度地区も変更になります。A 地区では第一種高度地区から第二種高度地区に、B 地区では第二種高度地区から第一種高度地区に変更になります。

準防火地域も併せて変更になります。A 地区は建築基準法第 22 条区域から準防火地域に、B 地区は準防火地域から建築基準法第 22 条区域に変更になります。

次に、4 の阪急北側線ですが、当該路線は現状片側歩道であるものの、道路機能的には概成していることから、廃止といたします。

次に、5 の大塚登町線ですが、広域防災拠点へのアクセスといった防災機能などを有していますが、十三高槻線及び国道 170 号により代替可能であることから、廃止といたします。

次に、6 の辻子下の口線ですが、主要幹線どうしの連絡といった交通機能を有していますが、

中小路津之江線で代替可能であることから、廃止といたします。また、起点の町名が変わることから、名称を東五百住下の口線に変更いたします。

当該区域は都市計画道路を中心に用途地域の境界が設定されていますので、廃止に伴い、近くに存在する道路の中心に境界を再設定します。なお、建ぺい率、容積率に変更はありません。具体的には赤色で示す A 地区を、第一種住居地域から工業地域に変更し、青色で示す B 地区を、準工業地域から工業地域に変更します。

次に、7 の北園西冠線ですが、広域防災拠点へのアクセスといった防災機能などを有していますが、現道で代替可能であることから、廃止といたします。また、終点の町名が変わることから、名称を北園城北線に変更いたします。

次に、8 の野田大塚線ですが、主要幹線どうしの連絡といった交通機能などを有していますが、市道の野田東天川線で代替可能であることから、廃止といたします。また、起点の町名が変わることから、名称を永楽大塚線に変更いたします。

次に、9 の宮田塚原線ですが、都市機能上の必要性が低いことから、廃止といたします。

当該区域は都市計画道路を中心に用途地域の境界が設定されていますので、廃止に伴い、近くに存在する道路の中心に境界を再設定します。既存の道路内での変更なので、建物に影響はありません。具体的には赤色で示す A 地区を、工業地域から第一種中高層住居専用地域に変更します。

用途地域の変更に伴い高度地区についても、これまで指定が無かったところから、第二種高度地区に変更になります。

次に、10 の富田牧田線ですが、集約型都市構造の形成といった市街地形成機能などを有していますが、富田芝生線で代替可能であることから、廃止といたします。また、終点が変わることから、名称を富田南駅前線に変更いたします。

当該区域は都市計画道路を中心に用途地域の境界が設定されている区域と沿道用途が設定されている区域がありますので、廃止に伴い、近くに存在する道路の中心などに境界を再設定します。具体的には赤色で示す A 地区を、第二種中高層住居専用地域から第一種中高層住居専用地域に変更し、青色で示す B 地区を、近隣商業地域から第一種中高層住居専用地域に変更します。また、B 地区については、高度地区がこれまで指定が無かったところから、第二種高度地区に変更になります。

次に、項目 3 の都市計画法に基づく手続きについてです。

まず、変更しようとする案について説明会を昨年 7 月 8 月のうち土日と平日 2 回の計 4 回実施し、総数 197 名の方が参加されました。

次に、説明会で頂いたご意見を踏まえて作成した案を、都市計画法第 17 条に基づいて縦覧を行いました。そして今回、都市計画審議会でこれらの変更案をご審議していただく予定となっております。

次に、説明会での都市計画に関する主な意見と市の回答についてご説明いたします。全 2 件のうち、1 件目の個別路線の廃止について、宮田塚原線の交通安全が確保されていない状況で、廃止は反対であるのご意見いただきました。これに対しては、交通安全の確保については交通安全事業で対応していく旨を回答し、説明会の素案どおりとしております。

次に 2 件目の用途地域の変更について、富田牧田線の廃止による沿道用途地域の廃止は既存不適格建築物が生じることになるため、反対であるのご意見いただきました。これに対しては、ご

意見を踏まえ、沿道用途地域の廃止に伴う既存の建物への影響について再度検討を行っていく旨を回答し、当該変更区域について、既存不適格建築物が生じないように、沿道用途地域を設定しました。

次に、縦覧期間における意見書の提出についてですが、意見書の提出はございませんでした。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【会長】

ご説明ありがとうございました。

ではまず、第 80 号議案「北部大阪都市計画道路の変更（高槻市決定）について」の質疑に入りたいと思います。

本件に関しまして、ご意見・ご質問がありましたら、どうぞよろしくお願い致します。

【A 委員】

これは以前にも同じような案件が出てきた時もお尋ねしたかもしれませんが、都市計画決定をしていることによって、色々な制限がかかっていたと思います。例えば、道路の予定地になっていると建て替えを我慢するとか、そういうことが起こっていると思いますが、かなり長い期間そういう制限がかかっている、それを廃止する場合に、「はい。やめます。」と行ってそれっきりなのか、「申し訳ございませんでした。」という話になるのか、そのあたりの考え方を教えていただけませんか。

【会長】

はい。都市計画道路見直しの背景ですね、長期未着手の背景について事務局からお願いします。

【事務局】

今、委員からご指摘がございましたように、都市計画道路の敷地内での建築には制限がかかっております。というのも将来的には事業用地となりますので、堅固な建物が建てられない、三階まで、あと地階は建てられないといった制限があり、かつ建築する場合は都市計画法第 53 条の許可が必要でございます。

今回、都市計画道路の廃止に伴いまして、そういった制限が解除されるということで、これまで一定の制限を受けていたものについては、その制限が無くなった状態で建築が可能となります。

また現状としましては、市として固定資産税の減免措置等を行っております。用途地域によって減免の率が変わりますが、それぞれそういった軽減が行われているところであります。

また、説明会の中で、都市計画道路が廃止された場合、減免措置はその後どうなるかのご質問もございました。こちらについては、急激な変化は好ましくありませんので、段階的に、減免された税金が元に戻っていくということをご説明させていただいております。

このように、説明会の中でも、これまでの制限とこれからの制限の違いについて、たくさん意見をいただいております。今回ご質問にありました、これまでの制限についての措置としては、そういった固定資産税の減免措置をしている、という状況であります。以上でございます。

【A 委員】

考え方は分かりました。

固定資産税の減免で制限されている権利とか、逸失している機会については対応しているという考え方のようなのですが、例えば制限がなければ少し大きめのアパートを建てて、人に貸して家賃収入を得ることが出来たかもしれないが制限があったためそれができなかったとすると、固定資産税の減免程度で賄えるのかなとも思うのですが、固定資産税の減免で賄えていると考えていいのかというところをちょっと教えていただきたい。

また、それに対して、対象の地区の方からは特に問題は提起されていないのか、お願いします。

【会長】

では事務局からご回答をお願いします。

【事務局】

固定資産税の減免につきましては、必ずしも、将来出る利益を確保するための主旨ではございませんが、そういった配慮として市として行っているものでございます。

また、こちらについては、そういった措置を行っていない市もあるとのことですので、高槻市の対策の一つとっております。

ただ、おっしゃられたように必ずしも全ての機会を保障するところまでには至っていないとは思っております。

【事務局】

少し補足を。

【会長】

はい。ではもうひとつ、事務局から。

【事務局】

そもそも、この見直しの背景といいますのが、長期に制限をかけられている権利者の方が、静岡か岩手だったと思いますが、裁判を起こされました。長期に制限をかけているということは、権利に対する制限だという。そこから見直しが始まったわけですが、結局、最高裁まで行き、「適正に制限をかけることについては問題ない。」という最高裁の判決が出ております。

ただ、その中で、ちょっと細かなストーリーは忘れましたが、「長期に制限をかけるのはあまり望ましいものではないね。」という意見をおっしゃった方がいました。

都市計画道路というのは、長期のまちづくりを本当に考えた中での道路の計画でございますので、見直しは頻繁に行うものではございませんが、今日、人口減少でありますとか、交通量や社会経済背景が変わっていく中では必要であろうという観点から、見直すというものでございます。

で、先ほども申しましたが、権利制限に対する点につきましては、判例にて問題ないということでございます。以上です。

【A 委員】

わかりました。最高裁の判例が根拠になっているということで理解できました。住民の方には高槻市の将来の発展のためにご協力いただいたわけですので、表彰とまではいかないと思いますが、謝意は示していただければと思います。ありがとうございました。

【B 委員】

関連してお話しさせていただきたいのですが、今まで高槻市の中では特に大阪府から、「今の計画道路を更に減らすように。」という指導を受けてきて、そのこと踏まえて私たち議会の中でも、これからのまちづくりの中で必要な都市計画道路を残して行こうと、かなり大阪府とやってきまして、先生がおっしゃっているように大阪府としてはもっと削りなさいと指摘があったのですが、高槻市としてこれからの将来のまちづくりとして、やっぱり残して行こうと、こういうふうにご精査していただいたと私は考えております。

以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。今回示されている内容については、今お話がありましたように、必要にして最小限の都市計画道路というものは、こういう形で行きたいという変更案を出されているというところだと思います。道路そのもの、あるいはネットワークの在り方について更にご意見ございましたらと思いますが、いかかでしょうか。

よろしいですか、ではこの内容で第 80 号議案「北部大阪都市計画道路の変更（高槻市決定）について」につきましては、原案のとおり承認したいと思いますのですが、いかがでございましょうか。

<異議なしの声>

【会長】

ありがとうございます。

原案のとおり承認するというので、答申させていただきます。

同じご説明の中で続きまして、第 81 号議案「北部大阪都市計画用途地域の変更（高槻市決定）について」の質疑に入りたいと思います。

ご意見・ご質問がありましたら、どうぞよろしくお願いします。

先ほど説明会で既存不適格のご意見が出ていたと思いますけども、それについてもう少し詳しい対応の方針ありましたら、ご紹介をいただけたらと思います。よろしくお願いします。

【事務局】

先ほどの説明の中にありました、富田牧田線の中で既存不適格に関するご意見を頂いたところでございますが、こちらにつきましては現在、用途地域が、ご指摘いただいたところが第二種中高層住居専用地域となっております。これを見直した際に、沿道用途として検討しておりましたので、第一種中高層住居専用地域への見直しが必要ではないかと検討しておりました。その中で見直しをした場合、大きくは事務局に関しまして、既存不適格が生じる箇所がありました。

というのも、一般的に第一種中高層住居専用地域では、日用品の販売、喫茶店や理髪店、飲食店、保険の代理店、また銀行のサービス支店、宅地建物取引業の店舗等、ごく限定したものしか建てられなくなっております。現在沿道にて、今申し上げた以外の事務所を実際に利用されているということで、この用途が見直しされた際には、今の機能として将来に渡って担保できないところもございます。

そこで、再度現地調査をした結果、不適格が生じない範囲で第二種中高層住居専用地域をそのまま残しておこうと判断をしたものでございます。

簡単ではございますが以上でございます。

【会長】

特に変更はしなかったということでしょうか。

【事務局】

はい、そうです。

【会長】

ありがとうございます。

ご意見・ご質問等がありましたら、どうぞよろしくお願いします。

よろしいですか。では、ただ今ご説明いただきました、第 81 号議案「北部大阪都市計画用途地域の変更（高槻市決定）について」につきまして、承認を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

<異議なしの声>

【会長】

ありがとうございます。原案のとおり承認いただいたということで、答申させていただきたいと思えます。

続きまして、第 82 号議案「北部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更（高槻市決定）について」の質疑に入りたいと思えます。

ご意見・ご質問、どうぞよろしくお願いします。

<特に意見・質問無し>

【会長】

よろしいでしょうか。この案件につきましても、原案のとおり承認させていただきたいと思えます。ご異議ございませんでしょうか？

<異議なしの声>

【会長】

ありがとうございます。それでは異議なしということで原案とおりに答申させていただきます。

では、この一連の説明の最後になりますが、第 83 号議案「北部大阪都市計画高度地区の変更（高槻市決定）について」、これにつきまして、ご意見・ご質問がありましたら、どうぞよろしくお願ひします。

<特に意見・質問無し>

【会長】

よろしいでしょうか。この案件につきましても特にご意見ございませんでしたら、原案のとおり承認させていただきたいと思いますが、ご異議はございませんか。

<異議なしの声>

【会長】

ありがとうございます。では異議なしということですので、原案のとおり承認させていただく旨を、答申させていただきたいと思います。どうも、ありがとうございました。

第 84 号議案 北部大阪都市計画公園の変更（高槻市決定）について

【会長】

では次の議案です。第 84 号議案に移りたいと思います。「北部大阪都市計画公園の変更（高槻市決定）について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは、第 84 号議案「北部大阪都市計画公園の変更（高槻市決定）について」ご説明いたします。

説明は、前のスクリーンを用いてさせていただきます。

今回の都市計画変更は既存の城跡公園の再整備に伴うものですので、まず公園の再整備について、説明させていただきます。位置図の中央にある緑色の区域が、現在の城跡公園です。

現在、この城跡公園の、更なる機能向上やオープンスペースの確保を図るために、公園全体の再整備を進めております。整備の特徴としましては、公園の北側に隣接する老朽化した市民会館を、公園区域内に建て替えたのち、現市民会館の敷地を公園として整備いたします。今回は、これらに伴う公園区域の拡大について、都市計画の変更を行うものです。

次に、城跡公園の概要ですが、城跡公園は中心市街地に位置し、かつて高槻城が存在していた地区にある、本市のシンボリックな公園です。図のように市民会館や学校、神社などに隣接した、南北の 2 つのエリアからなり、現在の開設面積は、あわせて 4.47 ヘクタールとなっております。主要な施設としましては、野球場、駐車場、歴史民俗資料館などがありますが、野球場と多目的

広場につきましては、工事に伴い平成 28 年 10 月に廃止しております。公園へのアクセスとしましては、JR 高槻駅や阪急高槻市駅、及びバス停から徒歩圏内となっています。

次に、都市計画決定などの経過でございます。城跡公園は昭和 23 年に都市計画決定され、昭和 31 年に都市公園として開設されました。その後、昭和 43 年の都市計画変更により、おおむね現在の公園区域となっております。

また、平成 28 年 3 月には、今回の公園再整備の基本計画を策定しております。

市民への周知に関する取り組みとしましては、再整備の基本計画を策定する際にパブリックコメントを実施し、多くのご意見をいただいたほか、各種イベント時にパネル展示などを行い、広く周知を図っております。

次に、計画の概要としまして、都市計画区域より説明いたします。

左の図は現在の都市計画公園区域です。現在の都市計画公園面積は、中央エリア・南エリアと呼んでおります 2 つのエリアの合計で、4.4 ヘクタールとなっています。今回の公園再整備に伴い 区域変更を行い、右の図のように、現市民会館等の敷地、0.9 ヘクタールを北エリアとして追加し、都市計画公園面積を 5.3 ヘクタールといたします。

続きまして、各エリアの整備概要をお示しします。

まず、北エリアにつきましては、現市民会館の撤去後、隣接する文化ホールや野見神社との調和を図りながら、公園として整備を行います。中央エリアにつきましては、新たな市民会館を建設するほか、地下に雨水貯留施設を整備いたします。南エリアにつきましては、既存の公園施設を活用しながら、公園の機能向上を図ります。

次に、事業スケジュールについて、説明いたします。表は各エリアの事業スケジュールを示しております。

まず、中央エリアですが、今年度は埋蔵文化財調査と基本設計を行っております。公園の整備工事は平成 32 年度から行い、平成 34 年度に新市民会館とあわせて、供用を開始いたします。南エリアにつきましては、中央エリアの供用開始をもって着工し、平成 36 年度に完成する予定です。北エリアにつきましては、平成 34 年度の新市民会館の完成後、現市民会館を撤去いたします。その後、埋蔵文化財調査や公園工事を実施し、平成 37 年度に供用を開始します。これをもって、全事業が完了いたします。

最後に都市計画変更に係る手続き状況につきまして、説明いたします。

まず、基本計画を策定し、周辺自治会等への説明を行ったのち、昨年 11 月に変更案の公告・縦覧を行っております。その後、本日の審議会で、ご審議いただいたうえで、2 月中に都市計画決定を行う予定としております。なお、変更案の縦覧時における意見書の提出は、ありませんでした。以上、まことに簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【会長】

ご説明ありがとうございました。これから質疑に入りたいと思います。

本件につきまして、ご意見・ご質問がありましたら、どうぞよろしくお願い申し上げます。

よろしいでしょうか。特にご意見・ご質問が無いということでございますので、本案件につきましては、原案のとおり承認したいと思っておりますけれども、ご異議はございませんでしょうか。

<異議なしの声>

【会長】

ありがとうございます。異議なしということですので、原案のとおり承認させていただく旨を、答申させていただきます。どうもありがとうございました。

第 85 号議案 高槻市立地適正化計画の策定に関する意見について

【会長】

続きまして、第 85 号議案でございます。「高槻市立地適正化計画の策定に関する意見について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは、第 85 号議案としまして、「高槻市立地適正化計画の策定に関する意見について」ご説明いたします。

本日は、パブリックコメント等を経まして、立地適正化計画の案がまとまりましたので、都市再生特別措置法第 81 条第 14 項に基づき、都市計画審議会にお諮りし、ご意見を伺うものです。

それでは、前方のスクリーンをご覧ください。

本日は、計画（案）の構成に合わせて、ご覧の 5 項目についてご説明いたします。

まず、1 の「高槻市立地適正化計画について」ですが、「立地適正化計画制度」は、人口減少や少子高齢化の進行に対応するため、人口密度を維持し、生活サービス機能を誘導するもので、イメージ図で表すと、市街化区域の内側に水色で示す「居住誘導区域」を、更にその内側には、赤色で示す「都市機能誘導区域」を定め、都市機能を適切に誘導しようとするものです。

次に「計画の位置づけ」ですが、本計画は、都市計画マスタープランに掲げる「集約型都市づくりの推進」の具体化を図るため、様々な分野別計画とも連携して取組を進める必要があります。

「計画区域」については、本市は市域全域が都市計画区域に指定されており、これを本計画の区域とします。

目標年次は、平成 42 年度とし、都市計画マスタープランの改定に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

次に、2 の「現状と課題」についてでございます。

まず、人口については、昭和 40 年の約 13 万人から、10 年間で約 20 万人増加するという全国的にもまれに見る人口急増期を経験し、現在は約 35 万人となっています。しかし、平成 62 年には、平成 22 年の約 8 割に減少し、後期高齢者人口は約 2 倍に増加すると推計されています。また、人口ピラミッドの推移を見ますと、平成 62 年に「団塊ジュニア」世代が高齢期を迎え、人口急増期の急激な人口流入が今後の高齢化に強く影響することが見込まれています。

次の人口集中地区についてですが、昭和 45 年には鉄道沿線を中心に広がっていた人口集中地区は、その後、適切な土地利用の規制・誘導による無秩序な市街化の抑制の取組により、現在は、

市域の約 3 割である市街化区域とおおむね一致しています。また、赤色の折れ線グラフで示す人口密度の推移を見ますと、一貫して 1 平方キロメートル当たり約 10,000 人と高い値で推移しています。

次に、市街化区域内における生活利便施設の立地状況です。

施設から一般的な徒歩圏である半径 800 メートルの範囲をカバー圏として緑の斜線で示しています。そして、市街化区域のうちカバー圏に何の人口が含まれるかを人口カバー率で示しており、医療施設については、98.5%とおおむね充足しています。商業施設についても、人口カバー率は 95.9%と高くなっています。

公共交通については、鉄道駅のカバー圏を半径 800 メートル、バス停のカバー圏を半径 300 メートルとした場合の人口カバー率ですが、こちらも 84.3%とおおむね充足していることが分かります。

次に、財政について、歳出の状況を見ますと、「社会保障費」として、社会福祉費や児童福祉費などの「扶助費」と特別会計への繰出金のうち国民健康保険事業勘定などの社会保障費を合わせたものが増加しており、平成 6 年度から平成 25 年度までで約 4 倍になっています。扶助費だけを見ても、平成 27 年度から平成 31 年度までで、22.9 億円の増加が見込まれています。

次に、3 の「まちづくりの理念と基本的な考え方」について、ここまでの現状と課題から導きました「理念と方向性」をご説明いたします。

本市の市街化区域は市域の約 3 割となっており、人口集中地区ともおおむね一致しています。さらに、人口密度は高く、生活利便施設もおおむね充足していることから、コンパクトシティ・プラス・ネットワークがおおむね形成されていると言えます。しかし、今後は、生産年齢人口や年少人口の減少を抑制し、子育て世代の定住促進を図ることが必要です。また、更に厳しい財政状況が見込まれるため、効率的な都市経営を行うコンパクトなまちづくりが必要とされています。そこで、本計画の基本理念として『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』による誰もが住みやすく活力あるまちの実現」を掲げます。

また、「本計画の方向性」ですが、「都市の無秩序な拡散を抑制」をはじめ、都市計画マスタープランで掲げる「集約型都市づくりの推進」の 5 つの項目を位置づけています。

次に、立地適正化計画で定める区域のうちの、「居住誘導区域」でございます。

図のとおり、現状の市街化区域をベースとしながら、大きく人口集中地区から外れた地区やまちの経済活動を支える大規模工場等が立地する工業地域は区域から除いています。また、図の区域内であっても、生産緑地地区や災害リスクの高い区域は除外するものとします。

次は、「都市機能誘導区域」と「誘導施設」でございます。

「都市機能誘導区域」は、必要とする都市機能の種別に合わせ、「都市拠点」、「生活拠点」、「生活機能誘導区域」の 3 種類を設定しています。

「誘導施設」については、本市は都市機能が充足していることから、現在の施設を維持していくことを基本として区域ごとに定めており、特に、子育て世代の定住促進を図るため、子育て支援施設に重点を置いています。

それでは、それぞれの区域とその誘導施設を順に示してまいりたいと思います。

まず、都市拠点です。これは都市計画マスタープランの重点地区である高槻駅周辺及び富田駅周辺を基本に設定しています。

点減している高槻駅周辺の誘導施設については、商業機能をはじめ、医療機能、行政機能、その他機能としまして、ご覧の施設を設定しています。

次の富田駅周辺の誘導施設につきましては、高槻駅周辺と同様の4つの機能について、ご覧の施設を設定しています。

次の図は、生活拠点になります。生鮮食品や日用品が購入できる拠点としており、こちらは、都市計画で定める近隣商業地域12か所に設定し、誘導施設は、スーパーマーケットとしています。

次の図は、生活機能誘導区域になります。日々利用する生活利便施設を誘導する区域として居住誘導区域と同範囲を設定しています。誘導施設は、子育て支援機能である、保育所、認定こども園、地域型保育事業所としています。

次に、4の「施策」についてご説明いたします。

まずは、届出制度ですが、これは、都市再生特別措置法に基づき、必要となるもので、ひとつは、居住の誘導に関して、居住誘導区域外で、例えば3戸以上の建築行為など一定規模以上の住宅の開発又は建築等を行う場合等は市に届出の提出が必要になります。

もうひとつは、都市機能の誘導に関して、誘導施設を、定められた都市機能誘導区域外において、開発又は建築等を行う場合は届出が必要となります。例えば、総合スーパーを立地しようとする場合、総合スーパーは都市拠点の誘導施設として定めますので、都市拠点内では届出が不要ですが、都市拠点以外の生活拠点、生活機能誘導区域などでは届出が必要となります。

次に施策ですが、居住や都市機能の誘導を進めるためには、都市計画だけでなく、医療、福祉、子育て支援など、あらゆる分野で、施策の方向性を同じくして取り組むことが必要であり、人口や都市機能の立地の状況等を勘案して検討していく必要がありますので、互いに連携しながら取組を進めてまいります。

最後に、5の「計画の推進に向けて」についてご説明いたします。

居住誘導区域に関する目標として、人口集中地区の人口密度を設定し、人口推計値から算定される値以上であることを目標値とします。もうひとつの都市機能誘導区域に関する目標としては、誘導施設の充足を目標とします。これらの目標は、PDCAサイクルに基づき進捗管理し、必要に応じて見直しを行うことにより、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの更なる推進を図ります。以上、簡単ではございますが、「高槻市立地適正化計画の策定に関する意見について」説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

【会長】

ご説明ありがとうございました。ただ今ご説明いただきました、「高槻市立地適正化計画の策定に関する意見について」ご意見・ご質問いただけたらと思います。どうぞよろしく申し上げます。

【C委員】

ただ今、概要版でご説明をいただいたのですが、こちらの議案書についてご質問してよろしいですか。

【会長】

はい。どうぞ。

【C 委員】

手元に頂いている議案書内の分厚い方、85-3 ページからの計画（案）を拝見させていただいた質問及び意見を少し言わせていただきたいと思います。

まず、一つは 33 ページですが、歳入に関して、個人市民税とその他市税と書いてあるのですが、一般の市民の方からするとその他市税というのは、どういうものなのか少し分かりにくいかなと思うので、この点は少し注釈といいますか、書き方を変えていただけたらなと思います。

主には法人税とかそういった物になると思うのですが、その点はお願ひしたいと思ひます。

続きまして 35 ページですが、今後のまちづくりの課題に関して、一つ一つの項目をお話すると時間が無いので、簡単に申し上げますと、公共交通の課題や、住宅の課題とあるのですが、それらが大変おどろきな内容であります。

課題という以上は明確にもう少し、こういうことが課題であるということを書かれた方が市民にはお分かりいただけるのではないのでしょうか。

また同時に 36 ページの財政についても、「効率的で効果的な行財政に取り組む必要があります。」と書かれていますが、このようなことはどんな資料を見ても書いてあるわけで、じゃあ、具体的に何が課題なのか、そのために今後何をしなければいけないのかということが、なかなか市民の皆さまに伝わりにくいのではないのでしょうか。

最後に 39 ページですが、子育てをしている女性の活躍推進法の制定もありますが、「徒歩生活圏の形成」に、「保育所など日々利用する施設は、住まいの身近に誘導を図ります。」とありますが、実際問題、子育て中の皆さんは何を望んでおられるのかと言いましたら、確かに住まいの近くに保育所があればいいなという方も多いですが、例えば働きにいかなければいけないので、駅周辺に保育所が欲しいというニーズも多くあるのに、こういう書き方で本当にいいのかということを考えております。この点については、計画ですから、計画どおりに 100%行くものではないですが、やはり現状や市民のニーズに合わせた計画でなければその計画は果たせないのではないかと、私は考えますが、その点についてご意見があればお願いをしたいです。以上です。

【会長】

ご意見・ご質問 3 点ということですね。事務局の方から 3 点につきましてご回答よろしくお願ひします。

【事務局】

まず本編の 33 ページ、財政の収入ところでご意見いただきました、その他市税につきましては、ご指摘いただいたとおり、その内訳としては法人市民税・たばこ・固定資産税・都市計画税等が入っておりますが、その他という表現だけでは分かりにくいということで表記を工夫する必要はあるかなと思っております。

また次の 35 ページにつきましては、ここでは課題の方を整理させていただいております、公共交通や住宅や財政、その他全部で大きく 7 項目についてそれぞれ書いております。ご指摘いただいた個別の細かいところまでは、ここで記載出来ておりませんが、大きな考え方として基本的なところ、例えば公共交通ですと、市内の各地域を結ぶネットワークの維持といったことが大きな

方向性、課題として整理し、大きくまとめさせていただいたところがございます。

また、例えばですが、36ページの7の財政等でご指摘していただいたように、それぞれ効率的な行政運営については、それぞれ具体的な箇所についてはご指摘のとおりでございますが、少し説明の概要の方で触れさせていただきましたが、この立地適正化計画だけでまちづくりというのはなかなか進めていくのは困難でありますので、それぞれの医療であったり、福祉、子育て、また財政でも行革の計画であったり、そういったものがございまして、個別課題についてはそれらと連携して取り組んで参りたいと考えておるところでございます。

それと39ページ、子育て支援の記述に関するご意見でございますが、ご指摘のとおり子育てには色々なニーズがあると考えられます。その一つとして徒歩生活圏、歩いて行ける範囲内に身近な誘導施設の一つとして、保育所を位置付けているものと、もう一つはその上段の所で都市機能が充実した都市拠点の形成ということで、高槻駅周辺や富田駅周辺、上牧駅周辺を想定しておりますが、そういったところで、子育て世代の定住促進を図るための子育て支援に関する施設ということで、現状が十分であるか無いかということもございまして、駅近の子育て支援施設、保育所と立地も、それぞれのニーズにあった形で誘導をして行くことが必要と考えております。

またここで記載している以外にも、子育てについても様々な支援が必要と考えておりますのでそちらについては、関連計画や関連部局と連携して取組を進めて参りたいと思います。以上でございます。

【会長】

ご回答ありがとうございました。いかがでしょうか。

【C委員】

色々ご答弁いただきましたので結構ですが、私の考えといいますか、最後に一言だけ述べさせていただきます。コンパクトシティという考え方に対しまして、反対する気持ちは無いのですが、やはり、まちのドーナツ化現象で駅から離れた所はだんだん高齢化が進みまして若い方が少なくなっていって行く中で、その若い方々を中心に誘導していくばかりでいいのかどうかといったところが、非常に私は問題じゃないかなと考えており、その様に考えておられる市民の方も沢山いらっしゃるということだけはご理解いただきたいなと思います。

このことを、私は意見として述べさせていただきます。以上です。

【会長】

どうもありがとうございます。ご質問いただきました3点につきまして、特に2番目については課題がたくさん書いてあるところがございますけれども、例えば35ページの3番の公共交通であれば、「高槻市総合交通戦略」等と連携を図り、と一文があるように、立地適正化計画で全部を語るというよりは、市でもたくさんの計画を作っておられます。それぞれの計画と連携を図って、その中で都市計画的な実現はここで方向性を決めるという書き方を、もし可能であればやっていただくと、今のご質問に対しても十分対応できると思います。それから、多分おっしゃっておられたのは、若い人だけではなくて、高齢者の方々に対しても、ということは、これまでも十分反映出来ている部分ではないかなと思います。

都市計画としては人口そのものを増やすのは難しいですけども、人口密度をどのようにして行くかという政策的な課題、都市計画的な取組については、まだ出来ることが結構あるので、それを地面の上に実現していくための方法として立地適正計画を検討いただいて、その上でいろんなソフトの政策を重ねていこうということだと、ご説明を伺って理解いたしました。

他にご意見・ご質問いただければと思いますが、いかかでしょうか。

まずは、大きな方向を定めることが重要で、それを踏まえて各論がまたそれぞれの行政政策として共に展開されるということになるかと思います。ご意見・ご質問ございませんか。

【A 委員】

前置きを一つと、簡単な質問を三つお尋ねします。

先ほど、C 委員からもご質問があった「具体的にどうなっているのか。」ということは会長がおっしゃるように色々なところの計画で検討されていると思いますが、この計画案は市民に見ていただくものですよね。であるならば、一番後ろの所に、より詳しくはこういうものをご覧くださいと、そういう報告書やホームページ等の一覧表なりを掲載すれば、関心のある方はより深く理解をしていただけてよろしいのではないかと思います。これが前置きです。

1 点目は、カバー率という概念が出てきましたけれども、例えば、医療機関からの円を描くと、どれ位の半径にするかによってカバー率の値はがらっと変わってしまいます。800 メートルと書いてありますが、その 800 メートルというのは、例えばお年寄りが徒歩で歩くにはやや遠い距離のようにも思います。必ずしも徒歩だけで考えている訳ではないだろうとは思いますが、その 800 メートルの根拠があれば教えていただきたい。

2 点目は、どういうふうなまちの形を将来的に作りたのかということとはよく分かったのですが、計画というのは、目標にする形と、現状からその目標にどうやっていくのかというのがペアになって動くものだろうと思うのです。ですから、誘導区域を作られるのは良いのですが、そこにどうやって具体的に誘導していくのか、全国的に見てもコンパクト化を進めている所は多いのですが、中々実現に至らないというところがあります。自治体によっては、高槻でいうと山の方から市街地に移るための何かあっせんの仕事を作るとか色々な方法もあろうかと思いますが、そういう誘導する方法とはどのように考えておるのか。特に施設の誘導は比較的簡単なのですが、居住地の誘導はなかなか難しいですよね。そこをどう考えているのかちょっと良く分からなかったのでご説明いただきたい。

それから 3 点目は誘導区域に色々なものを作る、例えば保育所も歩いて行けるところに作るとご説明があったと思いますが、ある意味全ての人に対して歩いて行けるところに作るのはまず無理であって、そうすると、集約することによって、居住地の集約が終わるまでは、今いるところからは使いにくい状況が生じますよね。例えば保育所が集約されるとする、あるいは誘導区域内に新設されると今住んでところからはむしろ遠くなってしまふ、というような、移行期のトレードオフが多分あると思いますけども、そういうところについてはどのように配慮されるのでしょうか。例えば、保育所が遠くなると通園バスで対応しますよとか、今の駅近に保育所を作るのであれば、通勤のついでに子どもを連れて通勤できるように、例えばバスも乗れる様にちょっと検討するとか色々なやり方があると思いますが、そういう配慮というのはどういう方針で考えられているのでしょうか。以上です。

【会長】

3点のご質問いただきました。事務局の方からご回答いただけたらと。よろしく申し上げます。

【事務局】

まず、カバー圏のお話でございますが、こちら、国の方で自治体の状況进行分析するためガイドラインのようなものを国土交通省の方が設けておられまして、そちらの方でカバー圏を考える際には800メートル、という値が出ておりますので、それを参考にさせていただいたところございます。

一方、交通のバス停の方につきましてはバス停の圏域ということで300メートルというものが出ておりますので、800メートルではなく300メートルで考えさせていただいたところございまして、他市とも比較しやすいようにということで、そのような考えで定めさせていただいております。

あと、居住の誘導に関しましては、これはかなり難しい問題でございます。国の方も誘導という形をとっておられますが、高槻市では都市計画に基づき、市街化調整区域の建築については適正に指導させていただいたこれまでの取組の結果、市街化区域内と人口集中地区がほぼ一致しているということになっているかと思えます。今後もその取組を続けていくとともに、届出制度によって緩やかに誘導を行い、今後長い年月がかかるとは思いますが、図っていきたいと考えております。今、富山市等では補助金を出して誘導を図るというようなこともあります。高槻市はまだそこまでしなくても実際コンパクトにまとまっているのではないかと考えているところでございます。

あと保育所につきましては、基本、居住に近い所ということで、拠点に集約するというよりは、保育の方で整備計画をお持ちでございまして、エリアごと、もちろん市街化調整区域も含めた形でのエリアごとの整備計画をお持ちでございます。その中で、一定、居住誘導区域、生活機能誘導区域というものを意識しながら、実際の地域の利便性、利用のしやすさ等も考慮して、今後の詳細を決めていくことになるかと考えております。以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。いかがでございましょうか。

【A 委員】

わかりました。議論し始めるときりがないですけど、了解しました。

【会長】

他にご意見・ご質問等がいただけたらと思います。よろしいでしょうか。

ただ今、ご意見もいただきました第85号議案「高槻市立地適正化計画の策定に関する意見について」の内容につきまして、ご説明いただきました内容で意義なしということでございましたら承認していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

<異議なしの声>

【会長】

ありがとうございます。異議なしということですので、この内容で承認する旨、答申させていただきます。

どうもありがとうございました。

閉会

【会長】

本日の議案としましては、以上の7件でございます。

事務局の方で、その他案件はございますか。

【事務局】

ご審議ありがとうございました。本日は特にございません。

【会長】

では、今後の予定など、報告事項はございますか。

【事務局】

はい、今後の予定として、来年度は、引き続き都市計画道路の見直しや、新名神高速道路の沿道まちづくりの熟度に応じた都市計画決定等について、ご審議・ご意見を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願いします。事務局からは以上でございます。

【会長】

どうもありがとうございます。

以上をもちまして平成28年度第1回高槻市都市計画審議会を終了させていただきます。

今日、立地適正化計画の話が出ましたけれども、大事なことは今ある市街化区域を広げて新しく開発をするということはやらないよ、という非常に大事な意思の表明を市の方でされたということだと思います。出来るだけ人が集まって住むこと、あるいはそれを踏まえて住み良いまちにして行こうということです。ご参加いただいた委員の皆さんも、こうした方向についてこれからもご協力いただければありがたいと考えてございます。引き続き、高槻市の都市計画を意義あるものにしていくようにご協力をいただければと思います。

どうもありがとうございました。